



## 「控除限度額の計算に関する明細書」(第20号の4様式別表2) 記載要領

- 1 この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付してください。
  - 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。
  - 3 「法人税の控除限度額①」の欄は、内国法人にあつては法人税の明細書(別表6(2))の17の欄の金額を、外国法人にあつては法人税の明細書(別表6の2)の11の欄の金額を記載してください。
  - 4 「従業者数②」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数を各市町村(特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。以下同じです。)ごとに記載してください。
  - 5 「②で按分した法人税の控除限度額④」の欄は、①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額(当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載してください。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
  - 6 「税率⑤」の欄は、当該事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載してください。この場合において、特別区の存する区域に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載してください。
  - 7 「市町村民税の控除限度額⑥」の欄は、各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載してください。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
  - 8 「補正後の従業者数⑧」の欄は、各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の6で除して得た従業者数を記載してください。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
  - この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。